

法務総合研究所委託調査報告書

法令間の不整合と法令制定プロセスとの関係について:インドネシアの事例から

名古屋大学大学院・国際開発研究科・島田弦

shimadayuzuru@gsid.nagoya-u.ac.jp

目次：

1. はじめに

2. 法令制定法および関係法令

3. 法令制定の手續および不整合に関する具体的な問題点

4. 考察：インドネシアの事例の背景と他の開発途上国への示唆

1. はじめに

法令間の不整合は、法の確実性と公正な適用を阻害し、法の恣意的な運用、そして汚職の契機となる。その結果、政府の信頼性を脅かし、経済活動や社会的・政治的安定へのリスクとなる。

この問題は、中所得国へと経済成長を遂げる多くの国が、その後に伸び悩む、いわゆる「中所得の罫」の要因の一つでもある。本報告書は、ASEAN 諸国など中所得国における法の不確実性・法令の不整合について検討する事例として、インドネシアを取り上げる。

インドネシアは東南アジア主要国の一つであり、堅実な経済成長を達成し、石油ガス鉱物、農林業一次産品の輸出に依存する経済から、外国からの工業投資による製造業主体の経済へと移行し、さらには旺盛な国内需要に応えるサービス産業を主体とする成長への経済構造を発展・多様化させてきている。しかし、とりわけインドネシアへの進出・投資を計画する外国企業からは、規定内容が曖昧な多数の経済投資関係法令の存在、法令相互の不整合、わかりにくい手続、そしてそれに伴う不透明な法の運用に対する不満があり、投資拡大への障害となっている。

本報告書では、インドネシア法務人権省（特に法務人権省法規総局）¹における法令案起草手続の概要、それと関連して、法令間の不整合・不具合に関してどのような問題があるかを複数の文献および調査²をもとに検討していく。

もとより、法令制定は、議会、大統領府、関係省庁、さらには地方政府が関与するもので、その内容についての問題をすべて法務人権省に帰することはできない。しかし、インドネシアは、議会（国民代表議会 *Dewan Perwakilan Rakyat, DPR*）の定める「法令制定法（法令制

¹ 法務人権省法規総局のインドネシア語表記は、*Kementerian Hukum dan Hak Asasi Manusia, Direktorat Jenderal Perundang-undangan* となり、通常"Dirjen PP"を略称される。

² 本報告書における、特にインドネシアへの投資を行う企業、それを支援する官民の専門家、インドネシア人法学者の意見は、JICA 長期専門家としてインドネシア法務人権省法規総局へ派遣されている及川裕美氏の調査結果に大きく依拠している。

定に関する 2011 年法律 12 号)」(Undang-undang tentang Pembentukan Peraturan Perundang-undangan)という法律で、内容チェックなど整合性確認を含む法令制定の各段階における事務を法務人権省の職務と定めている。そのため、まずもって、同省での手続きを検討することが重要であるとする。

2. 法令制定法および関係法令

(1)概要

法令制定法は、インドネシアにおける法令の種類を表 1 のように定めている。ただし、法令制定法において、法律より上位の法源とされている国民協議会決議のうち、2000 年国民協議会決定第 3 号も法令の種類を定めているが、両者の規定の間には食い違いがある（表 1 の下線部分）。この問題については、すでに別の報告書において論じているので³、ここでは 2011 年法律 12 号の規定を前提に、議論を進めていく。

表 1：法令の種類および序列

2000 年国民協議会決定第 3 号	2011 年法律 12 号 7 条 1 項
1945 年インドネシア共和国憲法	1945 年インドネシア共和国憲法
国民協議会決議	国民協議会決議
法律／法律代行政令	法律／法律代行政令
政令	政令
<u>大統領決定</u>	<u>大統領規則</u>
<u>地方条例</u>	<u>州条例</u>

³ 島田弦（2017 年 3 月）「インドネシアにおける法令の種類、序列および整合性に関する法的枠組み（一）」『ICD News』70 号、95-103 頁、及び島田弦（2017 年 6 月）「インドネシアにおける法令の種類、序列および整合性に関する法的枠組み（二・完）」『ICD News』71 号、69-78 頁。

これらの法令のうち、憲法に直接規定があるのは、法律、法律代行政令、政令、条例である。インドネシア憲法は、法律(*Undang-undang*)は議会と大統領が共同で行う承認により制定するとする（ただし、議会が法律案を可決してから、30 日以内に大統領が法律案を裁可しない場合、法律案は自動的に法律として成立すると定めており、立法における議会の大統領に対する優位がある）。大統領は法律を実行するために必要な政令(*Peraturan Pemerintah*)を定め（5 条 2 項）、また、やむを得ない緊急の事態に対応するために法律に代替する政令（法律代行政令 *Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-undang, Perppu*）を定めることができる。ただし、法律代行政令は、直後の国民代表議会⁴の会期において、法律として議会から承認されなければ、失効する（第 22 条）。さらに、地方政府（州および縣市⁵）は、それぞれ「条例またはその他の規則」を定めることができるとしており、地方政府の条例 *Peraturan Daerah* の根拠となる（18 条 6 項）。

それ以外の法令について、法令制定法は「国民協議会および国民代表議会、地方代表議会、最高裁判所、憲法裁判所、会計検査院、司法委員会、インドネシア銀行、大臣、法律によりまたは法律の委任にもとづき政府が設置する同等の庁、機関および委員会の長、州国民代表議会、知事、県/市国民代表議会、県長/市長、村長またはそれと同等のものが定める規則」（8 条 1 項）を認めており、大臣規則 *Peraturan Menteri* や地方首長の定める規則（地方首長

⁴ 日本の国会に相当する。インドネシアの統治機構について詳しくは次を参照：
島田弦「第 1 章：インドネシアについての概観」島田弦編著『アジア法整備支援叢書・インドネシア：民主化とグローバリゼーションへの挑戦』旬報社、2020 年、13-45 頁。

⁵ インドネシアの地方行政区分は日本と異なるため「縣市」と便宜的に訳しているが、ここで言う、州と「縣市」の関係は日本における都道府県と市町村に近い。ひとつの州を構成する行政区分のうち、都市部には「市 *kota*」がおかれ、それ以外の地域には「県 *kabupaten*」がおかれる。一般的に市域は県域より狭いが、両者は同等の地域行政区分である。

規則 *Peraturan Kepala Daerah*) はこれが根拠となる。

法令制定に関する 2011 年 12 号は、その後、2019 年と 2022 年に改正されているが、法令の種類および序列についての変更は行われていない。法令制定法の規定、および二度の改正の目的については次節で詳しく論じる。

法令制定法は、法令の種類に関する規定に加えて、法令の起草から公布（さらに必要な場合は外国語への翻訳、社会的周知）までの法令制定プロセスに関する事務的手続を定めている。さらに、同法を施行するための詳細を定める下位法令も制定されている（後述）。

2011 年法律制定法は、その規定について多くを「大統領規則でさらに定める」としている。具体的には、以下の事項については大統領規則に詳細を定めることとしている：

- ・ 政府提出法案について、政府内での立法計画（国家立法計画 *Program Legislasi Nasional, Prolegnas*）の手続に関する規定（第 21 条）
- ・ 政令策定計画の手続に関する規定（第 29 条）
- ・ 大統領令策定計画手続きに関する規定（第 31 条）
- ・ 法案準備の手続きに関する規定（第 47 条）
- ・ 法律代行政令案策定手続きに関する規定（第 53 条）
- ・ 省及び非省政府機関間小委員会設置手続きに関する規定（第 54 条）
- ・ 大統領規則案に関する省及び非省政府機関間小委員会の設置、ハーモナイゼーション、策定及び送付に関する規定（第 55 条）
- ・ 知事提案の州地方条例案策定の手続きに関する規定（第 59 条）
- ・ 法令策定技術の変更について（第 64 条）

上記の事項を定めるため、2011 年法律 12 号の実施に関する 2014 年大統領規則第 87 号が

制定された⁶。なお、後に述べるように 2011 年法律 12 号の重要な点の一つは、法令制定の各段階における、法令条文作成の専門職としての法令ドラフター（*Perancang Peraturan Perundang-undangan*）の役割を明記したことである。この法令ドラフターの地位・役割・育成については、2015 年政令 59 号（法令制定への法令ドラフターの参加およびその育成）が定めている。

2011 年法律 12 号および 2014 年大統領規則 87 号の制定を受けて、各省庁も所管分野での法令を策定する際の手順および手続を規定する大臣規則などを制定している。インドネシア法務人権省の管理する法令データベース（Peraturan.go.id）で確認できた法令制定に関する大臣規則（非省政府機関の長が定める規則を含む）は、表 2 の通りである。

表 2:各省庁大臣規則の定める法令制定規則

省庁名	番号	タイトル
土地・都市計画省	2016/21	土地・都市計画省／国家土地庁所管の法令制定及び評価
宗教省	2016/40	宗教省大臣規則制定手続
産業省	2017/11	産業省所管の法令策定指針
社会省	2017/03	社会省所管の法案策定手続
海洋関係調整省	2017/07	海洋関係調整省調整大臣規則制定手続
女性能力強化児童保護省	2017/07	女性能力強化児童保護省書簡の法令策定手続
青年スポーツ省	2017/08	青年スポーツ省所管の大臣規則、大臣決定、職階 1 級組織長・中上級管理職規則、および職階 1 級組織長・中位上級管理職 ⁷ 決定の策定指針
観光省	2017/08	観光省所管の大臣規則制定手続
研究技術高等教育省	2017/53	研究技術高等教育省における法令制定手続
国家開発省	2018/06	国家開発計画省・国家開発計画庁所管の法令および決定策定手続

⁶ 同大統領規則は、2021 年大統領規則第 76 号で改正されている。ただし、この規則は、官報で法令を公布する際、大統領の署名に加えて、主管大臣の署名も必要となる法令について、大統領が署名してから、大臣が署名するまでの期間を 24 時間以内とした形式的事項の改正だけで、実質的改正は行われていない。

⁷ 総局長に相当する職階

商業省	2019/87	商業省所管の大臣令制定手続
外務省	2020/01	外務省所管の大臣規則、大臣決定及び中位上級管理職決定の制定手続
保健省	2020/01	保健省主管の保健分野法令制定手続
創造的経済庁	2016/15	創造的経済庁所管の長官規則制定手続
人口家族計画庁	2017/01	人口家族計画庁所管の長官規則制定手続
学術庁	2017/03	学術庁所管の法令制定
選挙管理庁	2017/03	選挙管理庁規則制定手続
国立図書館	2017/05	国立図書館所管の法令および決定策定指針
医薬品食品監督庁	2017/07	医薬品食料監督庁所管の法令案策定手続
捜索救出庁	2017/09	捜索救出庁長官規則制定手続
国立行政学校	2018/03	国立行政学校所管の法令
麻薬庁	2018/07	法令制定
サイバー暗号情報庁	2018/07	サイバー学術暗号情報庁規則制定
原子力監督庁	2018/08	原子力監督庁における法令制定手続
汚職撲滅委員会	2018/12	汚職撲滅委員会の法令
巡礼財政管理庁	2020/01	巡礼財政管理庁所管の法令制定手続

法令制定法に基づき、法務人権省が法令整合性確保の重要な役割を担うことになった。それに併せて、主なものとして、以下のような法務人権大臣規則が制定されている：

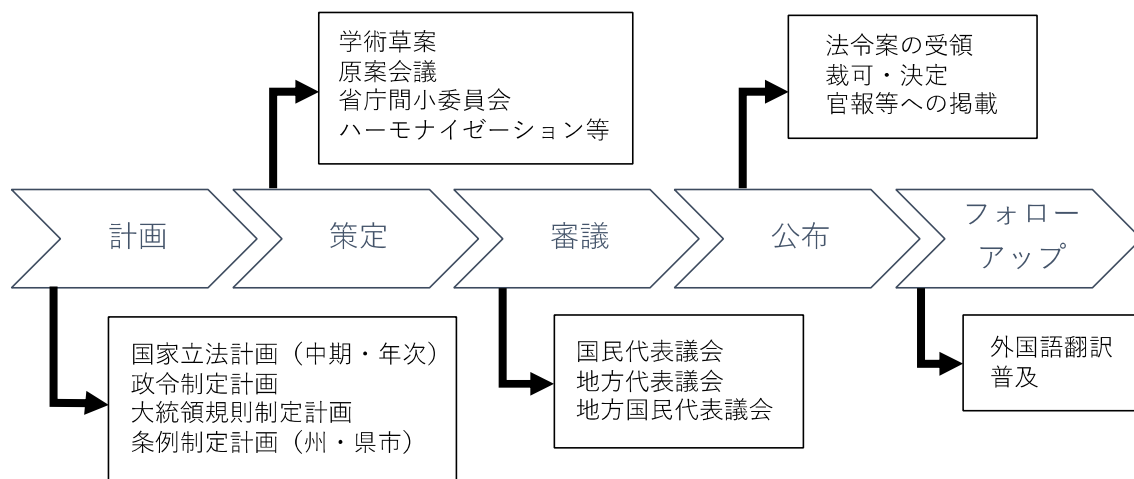
- 2015年法務人権大臣規則16号（官報等への法令公布手続き）：2017年31号大臣規則で改正
- 2015年法務人権大臣規則20号（ハーモナイゼーション等の手続き）：2016年40号法務人権大臣規則で改正
- 2018年法務人権大臣規則22号（地方条例案の法令ドラフターによるハーモナイゼーション）
- 2018年法務人権大臣規則23号（大臣規則案及びその他の機関の規則案の法令ドラフターによるハーモナイゼーション）

- 2018 年法務人権大臣規則 29 号（法令ドラフターによる法令のハーモナイゼーション）
- 2020 年 12 号法務人権大臣規則 12 号（パンデミックに関連する省庁規則案ハーモナイゼーション迅速化）
- 2021 年法務人権大臣規則第 11 号（法令制定における公聴実施手続）

(2) 法令制定法および関係法令に基づく法令案制定プロセス

法令制定法は、第 3 章で法令の種類及び序列について定めたあと、法令の起草計画から法令の公布までの手続、および法令の条文や構成、用語の使用法など形式的ルールを定めている。また、その手続きは法律、政令、大臣規則、条例ごとに規定されているが、共通する部分も多い。ここでは、本稿の目的に照らして、特に法令の策定手続の部分について説明する。その概要は、図 1 となる。

図 1：法令制定プロセスの概要



① 法令計画

法令の策定は、制定予定の法令をリスト化する「法令計画」から始まる。法律（議会制定

法) については、国家立法プログラム(*Program Legislasi Nasional, Prolegnas*)として法令計画が作られる(第16条)。国家立法プログラムは、国民代表議会議員の任期(5年間)に合わせた中期国家立法プログラムと、それに基づき年度ごとの立法計画を定める年次国家立法プログラムを編成する(第20条2項)。国民代表議会と政府はそれぞれの立法計画を準備し、議会本会議で国家立法計画として定める(第21条~第22条)。その際、議会側の立法計画は、議会内機関として設置される立法局(*Badang Legislasi, Baleg*)が、また政府側の立法計画は法務人権省が担当する⁸。

法律より下位の法令である、政令、大統領規則、地方条例については一年ごとに法令制定計画を策定する(25条2項、31条、34条2項)。政令、大統領規則の計画は法務人権省が(26条1項)、地方条例の計画は法務人権省地方事務所が(36条3項)が調整する。

例えば、2020-2024年度中期国家立法計画は国民代表議会ウェブサイトでその進捗が公開されており⁹、図2のように233の法案が計画されていて、2023年2月時点で39法案が成立、17法案が策定段階、14法案がハーモナイゼーション段階、7法案が上程案確定、40法案が審議中である。

⁸ 法律の規定では、それぞれ「立法部門を特に担当する国民代表議会内機関」(第21条1項)と「法務部門の統治事務を主管する大臣」(第21条4項)という規定になっている。


⁹ <https://www.dpr.go.id/uu/prolegnas>

図 2：2020-2024 年中期国家立法計画画面



また、図 3 は 2023 年政令制定計画を定める大統領決定（2022 年 25 号）の一部である。2023 年度は、27 政令が計画されている。下図には、水資源に関する 2019 年 17 号 27 条等を根拠法令として、「水源に関する政令」を制定し、河川、湖沼、ダム、地下水の水資源の保護、水資源の有効利用、資源破壊の克服について規定する内容で、主管官庁が公共事業・人民住宅省であることが記載されている。

図 3：2023 年度法令制定計画

 PRESIDEN REPUBLIK INDONESIA				
LAMPIRAN KEPUTUSAN PRESIDEN REPUBLIK INDONESIA NOMOR 25 TAHUN 2022 TENTANG PROGRAM PENYUSUNAN PERATURAN PEMERINTAH TAHUN 2023				
NO.	JUDUL	DASAR PEMBENTUKAN	POKOK MATERI MUATAN	PEMRAKARSA
1.	Rancangan Peraturan Pemerintah tentang Sumber Air	Pasal 27, Pasal 34, Pasal 37, Pasal 41 ayat (5), dan Pasal 54 ayat (7) Undang-Undang Nomor 17 Tahun 2019 tentang Sumber Daya Air	Pengaturan mengenai pelaksanaan Konservasi Sumber Daya Air, Pendayagunaan Sumber Daya Air serta Pengendalian Daya Rusak Air pada masing-masing Sumber Air (Sungai, Danau, Rawa, Waduk, Air Tanah).	Kementerian Pekerjaan Umum dan Perumahan Rakyat
2.	Rancangan Peraturan Pemerintah tentang Perguruan Tinggi Negeri Badan Hukum Universitas Negeri Jakarta	Pasal 66 ayat (2) Undang-Undang Nomor 12 Tahun 2012 tentang Pendidikan Tinggi	1. Kemandirian tata kelola dan pengambilan keputusan yang akan dimiliki oleh Universitas setelah menjadi Perguruan Tinggi Negeri Badan Hukum (PTN-BH);	Kementerian Pendidikan, Kebudayaan, Riset, dan Teknologi

SK No 091081 C 2. Pengaturan . . .

②法令案の策定

法令の整合性との関連では、法令案策定段階がもっとも重要である。政府が策定する法令案（政府提出法律、政令、大統領規則）の策定作業は、法務人権省（2019年改正以降は、法務人権省法規総局¹⁰）が担当し、以下のプロセスがある：

- 原案会議
- 省庁間小委員会の設置および討議
- 法令案のハーモナイゼーション等
- 大統領への提出

¹⁰ 2019年改正法での表現は「法令制定部門の統治事務を主管する大臣または機関の長」（例えば、第21条4項など）となっており、新たに法制局のような機関の設置を想定していたとも読み取れる。ただし、この点は2019年改正法には明示されていない。現在までそのような新機関は設置されていない。

a. 原案会議

原案会議は、制定しようとする法令が、法令制定計画に記載されていること、および学術草案 *Naskah Akademis* が準備されていることが条件となる。学術草案は、法令案の提案省庁が作成するが（2014 年大統領規則 87 号第 8 条¹¹など）、外部専門家に委託する場合も多い。法務人権省が所管する事項に法令案の学術草案は、法務人権省の外局である国民法育成局 (*Badan Pembinaan Hukum Nasional, BPHN*) が作成を担当している。

原案会議の目的は、法令案の目的及び根拠、規制の概要、規制範囲、他法令との関係、特に討議が必要な重要事項等を明らかにし、次の省庁間小委員会に提出することである¹²。

原案会議を担当するのは、法規総局起草課 (*direktorat perancangan*) 計画原案部 (*sub-direktorat dan konsepsi*) である。ただし、次の段階である省庁間小委員会を担当する部局も参加する。

b. 省庁間小委員会

原案会議で作成された法令案原案を受けて、省および非省政府機関間小委員会 (*Panitia Antar Kementerian/ Nonkementerian, PAK*、以下「省庁間小委員会」とする) を設置する。省庁間小委員会は、法令案を主管する省庁の代表が委員長を務め、通常 22~26 人で構成される。作業期間は概ね 10 ヶ月程度となる¹³。小委員会のメンバーは以下の機関からの代表となる。ただし、法律専門家、実務家、学識者、市民グループも加えることができる。¹⁴：

¹¹ 大統領規則 2014 年 87 号第 8 条「(1) 法律案策定のために学術草案を策定する；(2) 第 1 項に定める法律案学術草案策定は、大臣と調整して提案者が行う。(以下略)」

¹² Radita Ajie and Agus Anwar, *Penyusunan Rancangan Undang-undang, Rancangan Peraturan Pemerintah dan Rancangan Peraturan Presiden: Teknis Substantif Bidang Penyusunan Peraturan Perundang-undangan*, Kementerian Hukum dan HAM, 2000, p.29

¹³ Radita Ajie and Agus Anwar, p.29

¹⁴ Radita Ajie and Agus Anwar, p.30

- 法務人権省
- 法令の規定内容に関係のある省庁
- 該当分野の調整省¹⁵
- 国家官房
- 主管官庁の法令ドラフター

省庁間小委員会では、上記メンバーは法令案に対する意見を述べるほか、所属機関に対して議論状況の報告を行い、必要な指示を受ける。最終的に小委員会委員長は、委員によって合意された最終法令案、及び注釈及び説明をつけて主管大臣へ提出する。そして、主管大臣は、それをハーモナイゼーション等の作業のために法務人権大臣へ送付する。

c. ハーモナイゼーション等

ここで言う「ハーモナイゼーション等」とは、法令制定法（2011年法律12号）にある「法令案原案のハーモナイゼーション *pengharmonisasian*、整理 *pembulatan*、及び仕上げ *pemantapan*」（第46条2項など）という一連の手続を指している。ただし、法令制定法、あるいはその実施規則である2014年大統領規則87号、2015年法務人権大臣規則第20号でも、ハーモナイゼーション、整理及び仕上げという3つの作業について個別には定義していない。2014年大統領規則87号51条4項は、これらの三つの作業をまとめて、法令案が「パンチャシラ、1945年インドネシア共和国憲法、及びそのほかの法令」と「法令策定技術」に適合していること、ならびに「法令案に定める内容について合意を得ること」が目的であるとしている。

法務人権省法規総局のまとめた研修用資料は、ハーモナイゼーション等の目的について

¹⁵ インドネシアでは各行政事務を主管する通常の省に加えて、さらに共通する複数の行政事務分野をとりまとめる調整大臣 *menteri koordinasi* が任命されている。

次のように説明している。第一に「垂直的ハーモナイゼーション」で、法令案がパンチャシラ、憲法、上位法に適合するようにする。第二に「水平的ハーモナイゼーション」で、法令案が同階層の法令と矛盾しないようにする。第三に、法令案を、法令の諸原則（形式、規定内容など）に合致させる。そして、第四に、当該法令案の構造、用語などを法令策定技術へ合致させることである¹⁶。

ハーモナイゼーション等を行うために、法務人権大臣は、ハーモナイゼーション会議を行う。会議には、主管省庁、関係省庁の代表に加えて、専門家・学識者を参加させることができる（2014年大統領規則87号13条）。なお、2015年法務人権規則第20号第15条は、ハーモナイゼーション会議への省庁代表参加者の職階を、決定を行える権限を持つ低位上級管理職（局長級相当）以上としている。

d. 審議

法律案については、憲法等の規定にそって政府提出法案、国民代表議会議員提出法案、地方代表議会提出法案として国民代表議会に上程され、委員会・本会議で審議・可決される。その後、可決された法案は大統領の裁可を得て、法律として成立する。

下位法令については、当然、議会での審議過程はなく、関係省庁間と大統領によって審議され、ハーモナイゼーション等のプロセスを経た後、政令・大統領規則については大統領の決定を得る。

e. 公布

インドネシアにおいて「公布」は、裁可または決定を受けた法令を官報等¹⁷に掲載するこ

¹⁶ Hernadi and Alfons, *Harmonisasi Rancangan Undang-undang, Rancangan Peraturan Pemerintah, dan Rancangan Peraturan Presiden*, Kementerian Hukum dan Hak Asasi Manusia, 2020, pp.7-8.

¹⁷ インドネシアでは法令等の公布を掲載する媒体は、法令の種類により、官報(*Lembaran Negara*、法律、政令、大統領規則等の条文を掲載)、官報補遺(*Tambahan Lembaran Negara*,

とにより行われる。本来、形式的な手続のはずであるが、インドネシアの場合、公布前にさらに法令を手直しする段階ともなっている。

法務人権省法規総局の研修用資料によれば、法律、政令、大統領規則など官報に掲載される法令は、公布のために、国家官房が、公布申請書、所定の形式で書かれた法令原本、法令原本の電子データ（ソフトコピー）を法務人権省に提出する。法務人権省の担当者は、原本とソフトコピーに相違がないことを確認して官報に公布する。もし、相違があった場合は、法務人権大臣（または法規総局長）と関係省庁大臣が調整を行う¹⁸。

他方、ハーモナイゼーション手続を経ていない大臣規則など公報に掲載する法令¹⁹については、原本とソフトコピーとの照合だけでなく、内容（上位法令、同階層の法令及び裁判所判決との抵触）が、公布前の段階でチェックされる²⁰。問題があった場合、法務人権大臣（または法規総局長）が主管大臣と協議する。

この大臣令の公布前内容チェックのために、公布を求める省庁は「分析マトリクス」とい

法律、政令、大臣規則などの注釈を掲載）、公報（*Berita Negara*、大臣規則などの条文を掲載）、公報補遺（*Tambahan Berita Negara*、大臣規則などの注釈を掲載）、地方官報（*Lembaran Daerah*、地方条例等の条文を掲載）、地方官報補遺（*Tambahan Lembaran Daerah*、地方条例等の注釈を掲載）、地方公報（*Berita Daerah*、地方政府の定めるそのほかの規則を掲載）に細分されている。なお「官報」「公報」の語は、便宜的な日本語訳であり、日本における用法とは一致していない。

¹⁸ Wijayanti and Widyaningsih, *Pengundangan Peraturan Perundang-undangan: Teknis Substantif Bidang Pengundangan Peraturan Perundang-undangan*, Kementerian Hukum dan Hak Asasi Manusia, 2020, p.26.

¹⁹ 上述の法令ドラフターに関する 2015 年政令 59 号 3 条 2 項は、すべての法令についてハーモナイゼーションを行うことを規定している。しかし、2018 年法務人権省大臣規則 29 号（法令ドラフターによる法令案ハーモナイゼーション）の前文 b は「それどころか、2015 年政令 59 号 3 条 2 項が命じているところのハーモナイゼーションを全く行っていない省庁もある」としている。このように、政令の定める手続が現場レベルで必ずしも実行されていない場合があり、そのため下位法令では一見矛盾する手続が定められていると考えられる。

²⁰ Wijayanti and Widyaningsih, *Pengundangan Peraturan Perundang-undangan: Teknis Substantif Bidang Pengundangan Peraturan Perundang-undangan*, Kementerian Hukum dan Hak Asasi Manusia, 2020, pp.28-29.

う資料を添付する。分析マトリクスは、法令制定の背景、影響分析、上位法令との関係についての分析、同一階層法令との関係についての分析、裁判判決との関係の分析などを記載する（例として図 4²¹）。

図 4：大臣規則などの公布手続で求められる分析マトリクス（下は和訳）

NO	LATAR BELAKANG PEMBENTUKAN PERATURAN	ANALISIS DAMPAK	ANALISIS DENGAN PERATURAN PERUNDANG-UNDANGAN YANG LEBIH TINGGI	ANALISIS DENGAN PERATURAN PERUNDANG-UNDANGAN YANG SETINGKAT	ANALISIS DENGAN PUTUSAN PENGADILAN	KETERANGAN
	BERISI ANALISIS DASAR PEMBENTUKAN PERATURAN PUU APAKAH DELEGASI DARI PERATURAN PERUNDANG-UNDANGAN ATAU KEWENANGAN MENTERI/KEPALA LEMBAGA SERTA URGENSI PEMBENTUKAN PERATURAN PERUNDANG-UNDANGAN	ANALISIS DAMPAK MERUPAKAN KAJIAN TERHADAP: 1. TIDAK MENGHAMBAT PELAYANAN PUBLIK; 2. MENDUKUNG IKLIM USAHA DAN INVESTASI; 3. MENDORONG PERTUMBUHAN EKONOMI; 4. TIDAK MELANGGAR HAK-HAK WARGA NEGARA; DAN 5. PERIZINAN TIDAK BERBELIT-BELIT.	BERISI PENJELASAN APAKAH MATERI MUATAN PERATURAN PERUNDANG-UNDANGAN TERSEBUT TIDAK BERTENTANGAN DENGAN PANCASILA, UNDANG-UNDANG DASAR NEGARA REPUBLIK INDONESIA TAHUN 1945 DAN PERATURAN PERUNDANG-UNDANGAN YANG LEBIH TINGGI	BERISI PENJELASAN APAKAH MATERI MUATAN PERATURAN PERUNDANG-UNDANGAN TERSEBUT TIDAK BERTENTANGAN DENGAN PERATURAN PERUNDANG-UNDANGAN YANG SETINGKAT	BERISI PENJELASAN APAKAH MATERI MUATAN PERATURAN PERUNDANG-UNDANGAN TERSEBUT TIDAK BERTENTANGAN DENGAN PUTUSAN PENGADILAN	BERISI HAL-HAL YANG MENJADI KESEPAKATAN TERTENTU

番号	規則制定の背景	影響分析	上位法令に対する分析	同階層法令に対する分析	裁判判決に対する分析	備考
	法令の委任によるか、または大臣／非省政府機関長の権限によるかの法令制定の根拠に関する分析、ならびに法令制定の緊急性に関する分析を内容とする。	影響分析は、以下のことに関する検討となる： 1. 公共サービスを阻害しない。 2. 事業および投資環境を支援する。 3. 経済成長を後押しする。 4. 国民の諸権利に抵触しない。 5. 許認可が煩雑ではない。	当該法令の規定内容が、パンチャシラ、1945年インドネシア共和国憲法および上位法令に違反していないかどうかについての説明を内容とする。	当該法令の規定内容が、同階層法令に違反していないかどうかについての説明を内容とする。	当該法令の規定内容が、裁判所判決に違反していないかどうかについての説明を内容とする。	特定の合意となる事項を内容とする。

²¹ Wijayanti and Widyaningsih, *Pengundangan Peraturan Perundang-undangan: Teknis Substantif Bidang Pengundangan Peraturan Perundang-undangan*, Kementerian Hukum dan Hak Asasi Manusia, 2020, p.30.

(3) 法令制定法の改正とその内容について

法令制定法は 2011 年に制定された後、2019 年と 2022 年の二回改正されている。それぞれの改正のポイントは以下の通りである（改正前後の条文の比較は添付資料 I を参照）。

①2019 年改正

2019 年法律 15 号による法令制定法の主な改正点は、第一に、法律制定における地方代表議会（*Dewan Perwakilan Daerah*, DPD）の役割の明示、そして第二に、法令制定事務を担当する部門として「法令制定部門の統治事務を行う大臣または機関」を定めたことである。

第一点については、地方代表議会も国家立法計画策定が行えることが定められた（第 20 条）。

第二点については、政府提出の立法計画策定の調整事務（21 条 4 項）、立法計画外の法律制定について議会内機関との調整事務（23 条 2 項）、政令制定計画策の調整事務（26 条 1 項）²²、政府提出法案のハーモナイゼーション等の調整事務（47 条 2 項）、政府提出法案の国民代表議会での審議にかかる事務（49 条 3 項）、政令案のハーモナイゼーション等の事務（54 条 2 項）、大統領規則のハーモナイゼーション等の事務（55 条 2 項）、州知事提出の地方条例案のハーモナイゼーション等の事務（58 条 2 項）、法令の公布（85 条）、および法令の外国語訳（91 条）について、2011 年法律では「法務部門の統治事務を主管する大臣または機関の長」、すなわち法務人権大臣・法務人権省が行うこととなっていたが、これが「法令制定部門の統治事務を主管する大臣または機関の長」となった。この点については、脚注 8 でも述べたように、この機関は既存の「法務人権省法規総局」を指すのか、または新たにこのような省庁を設置するのかは、関係規定からは明らかではない。しかし、現在のところ新規の機関は設置されておらず、実質的に法規総局の役割が大きくなっているように思われる。

²² 政令制定の手続は、大統領規則制定にも準用される。

②2022 年改正

2022 年法律 13 号による改正は、主に「オムニバス法 *Undang-undang Omnibus*」という法形式に対応するためである。オムニバス法とは、一定の分野に属する、または一定の共通性を持つ複数の法律の、改正および廃止を一つの法律（これをオムニバス法と呼んでいる）で行う法形式である。日本では、1999 年の地方分権一括法などがこれに相当する。

インドネシアでは、2020 年に制定された雇用創出法（2020 年法律 11 号）で採用された。同法は「雇用創出」というタイトルであるが、その内容は、投資、会社設立、雇用など企業活動に関する大規模な規制緩和であった。規制緩和が、労働条件、環境保護、消費者保護などの低下を招くことを危惧した市民組織・労働組合などの強い反対がおき、社会問題化した。

そのなかで、憲法裁判所がオムニバス法という法形式が法的根拠を持たないとして、憲法違反と判断した²³。この判決に対する対応が 2022 年の改正である。ただし、法令制定の事務や所管についてほとんど変更はない。

²³ 憲法裁判所判決 No. 91/PUU-XVIII/2020

3. 法令制定の手續および不整合に関する具体的な問題点

本章では、これまで述べてきた法令制定の手續、及び実際の諸法令において、どのような問題点が指摘されているかについて検討する。ここでは、第一に、法務人権省法規総局が、研修資料として作成したテキストで指摘されている課題、そして第二に、インドネシアに進出する日本企業をサポートする弁護士等から指摘される実務上の困難についてまとめる。

(1) 法務人権省からの指摘

法務人権省は、2020年に研修用テキストとしてベスト・プラクティス・モジュール *Modul Best Practice* というシリーズ名で以下のような資料を公開している²⁴：

Radita Ajie and Agus Anwar, *Penyusunan Rancangan Undang-undang, Rancangan Peraturan Pemerintah dan Rancangan Peraturan Presiden: Teknis Substantif Bidang Penyusunan Peraturan Perundang-undangan* (法律案、政令案及び大統領規則案の策定：法令策定分野における実質的技術)

²⁴ 他に、Mukhamim and Dwi Prasetyo Santoso, *Pembahasan Rancangan Undang-Undang: Teknis Substantif Perancangan Peraturan Perundang-Undangan* (法律案の審議：法律案審議の実質的技術)、及び Yulanto Araya and Suwandi, *Pembentukan Peraturan Daerah Yang Berkualitas: Teknis Substantif Pembentukan Peraturan Daerah* (質の高い地方条例の制定：地方条例制定の実施的技術)も公開している。法案審議については議会での手續が中心で本受託研究の対象からやや逸れること、また地方条例については別の機会に検討するため、ここでは扱わない。

このシリーズは、法務人権省人材育成局(*Badan Pengembangan Sumber Daya Manusia*)が出版元となっている。ただし、インターネット上の情報で執筆者の所属を確認できる範囲では、法務省法規総局スタッフと人材育成局スタッフの共同執筆となっている。

Hernadi and Maria Alfons, *Harmonisasi Rancangan Undang-Undang, Rancangan Peraturan Pemerintah, Dan Rancangan Peraturan Presiden: Teknis Substantif Bidang Harmonisasi Peraturan Perundang-Undangan* (法律案、政令案および大統領規則案のハーモナイゼーション：法令ハーモナイゼーション分野における実質的技術)

Woro Wijayanti and Elis Widyaningsih, *Pengundangan Peraturan Perundang-Undangan: Teknis Substantif Bidang Pengundangan Peraturan Perundang-undangan* (法令の公布：法令公布分野の実質的技術)

これらのテキストは、前章に述べた関係法令に沿った事務作業の説明である。事例もいくつか説明してある点では、有用なものである。加えて、これらのテキストは各事務段階における課題についても言及している。これを以下にまとめた。

①策定段階における課題²⁵

策定段階については、特に省庁間小委員会について次のように、関係省庁がそれぞれの利益にこだわること、および、決定権のない職員が代理参加することが課題としている：

「各省庁がそれぞれの職務、機能及び権限から法令を判断し、特に権限にかかわる場合、それぞれの機関の権限を守ろうとする。」(p.32)

「省庁間小委員会への出席者の問題。省庁間小委員会決定書では、省庁間小委員会会議において決定する権限があるという理由からエセロン I または II の役職者〔総局長または局長職に相当－島田〕を通常メンバーとしている。しかし、多忙のため、そのような役職者は頻りに部下へ代理出席を命じ、また、会議出席を命じられる部下が頻りに交代する。結果としてその部下は決定を行う権限を持たず、またそれまでの会議の流れを完全に理解していないことになる。…その解決のために最初の省庁間小委員会会議において委員長は、代理を命

²⁵ Radita Ajie and Agus Anwar

じられる部下が省庁を代表しているとみなし、決定を行うことができると説明する」(p.32)

②ハーモナイゼーション等における課題²⁶

ハーモナイゼーション等の手続における課題は、主管省庁が法令原案のハーモナイゼーションを法務人權省に申請する段階、法令原案の分析段階、ハーモナイゼーション会議の段階、ハーモナイゼーション結果を主管省庁に戻す段階について、それぞれ指摘されている。

A. 法令原案のハーモナイゼーション申請における課題

－主管省庁がハーモナイゼーション申請に関する規則を十分に理解していない。

ハーモナイゼーション申請が大臣あるいは官房局長から提出されないため、申請が差し戻される。

－主管省庁がハーモナイゼーション申請に関する事務的要件を理解していない。

事務的要件の不備で、申請が差し戻される。

B. 原案の分析における課題

－法令原案において規定されている内容が多く、原案分析の所見作成に時間がかかる。

－提出される法令案が多く、原案分析の所見作成に時間がかかる。

－ハーモナイゼーション事務に任命される法規総局職員が法令の内容および技術について十分に理解しておらず、法令内容および技術に関する分析があまり適確でない。

C. ハーモナイゼーション会議における課題

－法令案原案が定める法令の内容および法令制定の技術について、規定の方向性が不明確で、また法令制定法の定める技術規定に合致していないため、会議で検討される法令案原案の準備が整っていない。

²⁶ Hernadi and Maria Alfons

- －法令案に定める内容に関して省庁の権限へのエゴイズムがあり、会議での解決に時間がかかる。
- －会議において、会議出席者が頻繁に交代するため、内容に関する意見が異なり、結果としてすでに合意された内容が再度討議されることになる。
- －会議において、出席者が法令の定める内容および規定技術を理解しておらず、出席者に対して法令の定める内容および規定技術について説明しなければならない。そのため、ハーモナイゼーション等に時間がかかる。
- －会議を実施する職員は内容および技術について話し合うだけでなく、事務的業務も行わなければならない。
- －法令の仕上げでは、法令内容および技術に関する理解について、担当する法規総局職員の能力が不十分である。

D. ハーモナイゼーション会議結果を送付する際の課題

- －ハーモナイゼーション会議の結果を反映した法令案を主管省庁へ提出したあとも、主管官庁がまだ内容を追加してしまう。
- －主管省庁に提出するハーモナイゼーション会議結果に基づく法令最終案の仕上げにおいて法規総局職員の法令内容および技術に関する理解の能力不足がある。

③ 公布段階における課題²⁷

- －公布担当課の人員が非常に少ない
 - 毎年、官報、官報補遺、公報、公報補遺に平均して 2000 本の法令が公布される。他方、公布課の人員は 7 人に過ぎない。
- －法令の内容についてのルールに関する理解不足および法令制定技術に対する検討レベル

²⁷ Woro Wijayanti and Elis Widyaningsih

の不足

法令公布手続の一つは、当該規則が法令制定技術に合致しているかを検査することである。その中には公布される規則が、法令制定者の規制権限に合致しているか、または法律または法令によって、政策制定権限が法令制定省庁に付与されているか、当該法令の内容が、垂直的及び水平的に他の実定法に違反していないか、また、裁判所の判決に違反していないか、を含む。

作業時間の制約及び、法令の迅速な公布を義務づける 14 日間の期間制限の規定は、上記の技術的および内容的な検討について、いくつかの法令に間違いが残ることの一因となっている。

－ハーモナイゼーションの結果に合致しない法令原本及びソフトコピーで省庁から提出されることがある。

法令に対するハーモナイゼーションが行われていることが、官報で公布し法令となる条件の一つである。しかし、その実施において、公布手続を行うための法令提出の時点で、その内容がハーモナイゼーション会議で合意された規定と合致しないものがある。このようなことは、公布手続完了の障害となる。

－法令公布申請条件にしたがわない主管機関省庁がある。

例えば、直接提出しない、ソフトコピーを引き渡さない、あるいは署名された法令の原本を引き渡さないなどということがある。

－国家官房での承認手続きの遅れの結果、官報掲載の遅れにつながる。

－あまりに差し迫った規則制定の問題

政治的配慮により公布を非常に急ぐものがある。非常に急ぐ法令であっても、公布前に事務的な検査、法令の内容及び技術の校正を行わなければならない。しばしば、公布手続きを夜間や早朝に行わなければならないことがある。業務時間外の要素は、標準的手順に沿った公布手続きに影響する。

(2) インドネシアで活動する日本人弁護士などからの指摘²⁸

インドネシアに滞在する日本人弁護士の主たる業務は、日系企業の現地法人設立、投資、輸入などであり、以下の事例も投資法・会社法関連のものとなっている。筆者は、会社法・投資法については専門外であるため詳細な検討はできないため、大まかな事実の提示のみにとどめる。次章においてインドネシアの一般的法制度、法的伝統、法学教育等と結びつけた考察を試みる。

日本側関係者からの指摘としては、法の不整合の事例は概ね、①上位法からの委任のない事項についての下位法の規定、②上位法令改正に、下位法令や運用システムが追いついていない状況、③制裁処分など様々な法的処分が統一されていないために生じる齟齬、④法令の定めを超えた、あるいは法令用語が不明確なことによる裁量的運用、といった問題に分類できる。

①上位法からの委任のない下位法規定の事例：上位法の委任に基づく規制と省庁の権限に基づく規制の問題

建設業の外資規制²⁹

投資法（2007年法律25号、その後、雇用創出一括法（2020年法律11号）で改正）は「外資及び内資に対して、投資の規制される事業分野は大統領規則で定める」（第12条3項）

²⁸ この部分は、JICA 長期専門家としてインドネシア共和国法務人権省法規総局へ派遣されている及川専門家が行った聞き取り結果へ大幅に依拠している。

²⁹ 在インドネシア日本大使館より及川氏に提供された情報に基づく。

インドネシアで業務を行っている齋藤英輔弁護士からも同様の指摘がある（及川専門家が聞き取り）。齋藤弁護士は「外国株主の出資比率の規制に関しては大統領規則 2021 年第 10 号（ポジティブリスト）で一律に規定することが想定されている。他方で、政令 2021 年第 5 号は、事業ライセンス制度の枠組みを定める政令であり、外資比率の上限を定めることを目的とする規制ではない」としている。

と規定している。同法律に基づき制定された大統領規則 2021 年 5 号は、事業部門ごとの外資規制リスト（いわゆる、ポジティブリスト）を定めており、かつ大規模建設業は外資上限の定めがない。したがって、本来であれば 100%外資が認められるはずである。他方、雇用創出一括法に基づき制定された 2021 年政令 5 号（リスクに基づく事業許可の実施に関する政令）は、大規模建設業の外国企業の株式保有率を 67%に制限している（付表 II.8.A 67-68）³⁰。

学校教育事業

同様に上記ポジティブリストでは外資規制がないが、2014 年教育文化大臣規則 36 号（初等および中等教育機関の設立、変更および閉鎖の指針）と規則 2014 年 84 号（就学前教育機関設立）によれば、教育事業は非営利団体のみが可能となり、外資が締め出されている³¹。

これらの事例では、投資法に基づいて大統領規則で定めるポジティブリスト（業種別に外資参入の可否および外資割合の上限を定めたリスト）があるにもかかわらず、各セクターを所管する省庁が、セクターにおける権限として外資規制まで規定してしまっている。このため、法令の規定に不整合が生じてしまっている。

³⁰ 及川専門家、齋藤弁護士聞き取り

³¹ 及川専門家、齋藤弁護士聞き取り

2014 年教育文化大臣規則 36 号は「運営体とは、市民が運営する教育機関の設置および変更許可申請を提出する財団、社団またはそのほかの法人格を持つものとする」（第 1 条 5 号）とし、「運営体は…法令の規定に従い非営利を原則とする」（第 7 条 2 項）と定める。他方、2014 年文化大臣規則 84 号は、就学前教育機関の設立ができるのは、県市・村政府に加え、個人、個人の団体、法人と定めているが（第 2 条）、法人については「財団、社団、または同種の法人格を持ち、非営利のもの」としている（第 3 条 3 項）。

②法令の制定・改正に下位法令や運用システムが追いつかない事例

インドネシアでは、通常、上位法が制定されてから、それを実施するための下位法令が定められていく。そのため、ある法令が制定されても、下位法令が未制定であるために事実上当該法令を適用できないことが頻繁に起こる。また、事業部門ごとの許認可条件などが法令の付表 *lampiran* として定められる場合に、その付表のアップデートや整合性確認が不十分なこともある。そのため、例えば、輸出入規制品目や輸入通関制度に関する商業大臣規則があっても、その細則ができていないため、担当機関への個別相談ベースで対応せざるをえない事態が生じる³²。

特に、規制緩和のための一括法として多くの法律の改廃を定めた雇用創出に関する 2020 年法律 11 号（いわゆる、雇用創出オムニバス法）に、下位法令や細則の改正が追いついていない事例が挙げられる。

一つは、雇用創出オムニバス法で根拠法律が廃止されたにもかかわらず、その下位法令である実施規則（大臣規則）が廃止されないままの事例である。このケースでは例えば、企業登録に関する 1982 年法律 3 号が廃止されても³³、その実施法令である商業大臣規則 2020 年 25 号が明示的に廃止されない状態となった³⁴。

また、雇用創出オムニバス法の施行規則として、リスクベース事業許可に関する政令（2021 年政令 5 号）が制定され³⁵、その政令の付表として事業許可条件に関する産業別リストが定められたが、そのリストに多くの漏れがあり、政令公布直後に通達でリストが修正さ

³² 及川専門家、JETRO インドネシア事務所聞き取り

³³ 雇用創出オムニバス法 116 条「企業登録に関する 1982 年法律 3 号は廃棄し、効力を有しないものとする」

³⁴ 及川専門家、加來文子氏（フジスタッフ・インドネシア）聞き取り

³⁵ オムニバス法は「第 5 条 1 項に定める投資及び事業活動のエコシステム向上は、次のことを含む：a. リスクに基づく事業許可の適用…」(第 6 条)とし、さらに「第 7 条、第 8 条、第 9 条及び第 10 条に定めるリスクに基づく事業許可に関する規定および第 11 条に定める監督の手続は、政令で定める」(第 12 条)としている。

れた事例があった。また、事業許可を申請する統合コンピュータシステム(Online Single Submission, OSS)にあるリストにも誤りがあると考えられる事例があった³⁶。

雇用創出オムニバス法はある程度一貫性のある規制緩和を法律レベルで整理した一方で、その規定に基づき改正された多数の法律の実施には個別産業セクターを所管する省庁レベルでの規則改正も必要であり、食い違いが生じてしまっていることを、上記の事例は示している。さらに、インドネシアでは事業許可申請などの電子化を進めている一方で、システム上に示される要件が根拠法と異なる等、法令の実施段階での不具合も生じている。

そのほかに、主管分野が重複する省庁間の規制の齟齬もあげられる。例えば、商業省と工業省の例では、鉄鋼の輸入枠については商業省の規制が、鉄鋼の技術診断については工業省の規制がかかり、相互に頻繁な法改正がある³⁷。

③行政制裁などの制度が統一されていないことによる問題

例えば、上述のリスクベース事業許可に関する政令（2021年政令5号）による事業許可要件違反への行政制裁と、公共事業・人民住宅省の主管する建設業に関する政令（2021年政令14号）に基づく事業許可要件違反では、同じ対象であるにもかかわらず異なる行政処分が定められている³⁸。

行政処分の共通ルールが不明確であるため、担当省庁が関係法令を参照せずに制裁を規定していることが原因であると思われる。

④法令の定めを超えた、あるいは法令用語が不明確なことによる裁量的運用

財務大臣規則で「産業開発・拡充のための機械・物資については輸入関税が免除されると

³⁶ 及川専門家、高岡容子氏聞き取り

³⁷ 及川専門家、JETRO インドネシア事務所聞き取り。

³⁸ 及川専門家、本間久美子氏（JICA 専門家、インドネシア投資省 BKPM 投資促進政策アドバイザー）聞き取り。

いう制度」を定めている。しかし、この適用を求めた日本企業が投資省（BKPM）から「免税を受けるためには特定中小企業との協力を行うことが必要である」と条件をつけられた³⁹。

「外国企業」と「外資企業」、「国内で事業を行う企業」と「内資企業」など、実体も許認可などでの法律上の扱いも異なる事業体に関する法令上の用語が統一されて用いられていないことがある⁴⁰。

³⁹ 及川専門家、在インドネシア日本大使館聞き取り。

⁴⁰ 及川専門家、本間久美子氏聞き取り。

4. 考察：インドネシアの事例の背景と他国との共通性

法令制定法および各種下位法令の制定に見られるように、インドネシア政府も法令の整合性が重要であることは認識している。また、オムニバス法形式による実定法への一貫した法政策の反映も試みられている。しかし、現実には、所期の目的が達成されていないことも明らかである。

その原因は無数にあるが、ここでは、他の開発途上国とも共通しうるインドネシアの法制度、法的伝統、法学教育、司法制度などとの関係から課題をまとめてみたい。

(1) 法令整合性を担保する機関としての法務人権省法規総局：国家主導経済の歴史と官僚機構

法令制定に関する 2011 年法律 12 号（およびその 2019 年改正法）では、法務人権省、とりわけ法規総局は法令制定の全プロセスにおいてチェック機能を担うようになっている。インドネシアでは、伝統的に議会の制定する法律は大まかな枠組みを定め、実際の運用は省庁が主体となって制定する下位法令の規定によっている。そのため、下位法令を含めた省庁横断的な法令制定プロセスを一つの法律で定めることは、法令の整合性確保の目的に沿っている。しかし、このような制度を実現するには次のような課題がある。

第一に、他の省庁との関係である。他の開発途上国と同様に、独立後から長期間、インドネシアは公的セクターが重要な雇用創出機会となってきたため、公務員数とそれを収容する省庁数は過剰である。加えて、植民地からの独立後、民間経済セクターは未発達な状態であった。そのため、外国の経済支援と国有企業が採掘する天然資源の輸出から得られる資金を通じて国家主導経済が形成され、各省庁は強固な権益体制を構築してきた。さまざまな許認可権限は、各省庁にとっては権益を維持し、所属する公務員を維持するための重要な制度的資源となってきた。そのため、法令制定に対する外部機関の介入は、強い抵抗を生むことになる。実際、法務人権省から法令ハーモナイゼーションの最も大きな障害としてあげられ

るのは、省庁がそれぞれの権限・権益に手をつけさせようとしない姿勢(省庁エゴ)である。

それを克服するためには、省庁の個別利益を俯瞰するような機関が必要となる。古くは国民法育成庁 *Lembaga Pembinaan Hukum Nasional* (国民法育成局 *Badan Pembinaan Hukum Nasional* の前身)が、植民地法 *hukum kolonial* を克服し国民法 *hukum nasional* をつくるために設立された。また、国家開発計画庁 (*Bappenas*) もそのような役割を自ら担うことを提案している⁴¹。また、国家官房 *Sekretariat Negara* も有力な候補である。しかし、いずれも実現していない。

法務人権省がこれらの機関と比べ、特段の名声があるわけでも、職員採用の難易度が高いわけでも、また統治機構上の優位性があるわけでもない。そのため、法務人権省、さらにその一部局である法規総局が俯瞰的役割を担うには、相当の組織改革が必要である。

細かい点では、法規総局内部の体制も課題がある。法令制定法の定める職務を実行するために、法規総局は、法令計画局、法令ハーモナイゼーション第一局、法令ハーモナイゼーション第二局、地方条例計画支援・ドラフター育成局、法令公布・翻訳・出版局を設置している。この体制は、法令制定の段階ごとに権限が細分化された官僚組織であり、かつそれぞれの段階が法令の内容を個別にチェックするような形になっている。さらにハーモナイゼーションについては、「法律・法律代行政令・政令」を管轄する課 *sub-direktrat* と「大統領規則・大臣規則」を管轄する課に分割されている。一つのチームが法令制定の初期段階から最終段階まで対応するような形になっていない。さらに、本論で述べたように大臣規則と政令・大統領規則の整合性がたびたび問題になる状況では、法令制定段階ごと、下位法令ごとの整合性の確保が課題になるように思われる。しかし、少数のチームが全過程をカバーするような「多能化」は、「雇用先」としての行政組織のあり方には矛盾するだろう。

ハーモナイゼーション段階と公布段階では、担当職員の能力問題が指摘されているが、現

⁴¹ Bappenas, *Strategi Nasional Reformasi Regulasi: Menwujudkan Regulasi yang Sedarhana dan Tertib*, 2015.

行のインドネシア公務員制度改革は公務員数縮小が原則であり、人員の追加は困難であろう。民間経済セクターの急速な成長の中で、公務員が経済的には魅力的な雇用先でなくなっている状況では、給与面以外での専門家意識の向上が必要であろう。他分野での成功事例を参照にする必要がある。

(2) 法令スタイルの経路依存性：植民地経験の影響

経路依存性とは、あるルールや制度が設定された場合、その初期条件が将来の選択の幅を限定し、結果として時間の経過とともにその変更コストが、変更により期待される利益より大きくなるため、当該のルールや制度が相対的に非効率となっても存続する状態を指す⁴²。法律や行政組織など公的制度においては、特に経路依存性は顕著である⁴³。

インドネシアの法令は、付則において、通常、たとえば「本法律が公布されたときにすでにある法令の規定は、本法律に違反しない限り、かつ本法律に基づき新たな実施規則が制定されるまでは、引き続き有効とする(*Semua ketentuan peraturan perundangan yang ada pada saat Undang-undang ini diundangkan, dinyatakan tetap berlaku sepanjang tidak bertentangan dan belum diatur dengan peraturan pelaksanaan yang baru berdasarkan Undang-Undang ini.*)」という文言をおいている。しかし、この規定では、実際にどの法令が、新たな法令の規定に違反しているかは、結局のところ、該当する法令についての具体的争訟が発生し、それに対する裁判所の確定判決があるまで明らかでないことになるため、法的安定性を損なっている。

⁴² 一見ランダムに配置されたコンピュータのキーボード配列 (QWERTY キーボード) が、タイプライターの時代から現在まで継続していることは、「経路依存性」の例としてあげられる。

⁴³ Pierson は、常に費用低減と効率性向上の要求という圧力を受けている市場制度と比較して、そのような圧力を受けにくい公的制度はより強い経路依存性があると指摘する。Pierson, Paul, "Increasing Returns , Path Dependence , and the Study of Politics" *American Political Science Review* 94: 261, 2000.

この規定は、独立時のインドネシア憲法の規定に倣ったものである⁴⁴。独立時に、植民地法制度を継承しなければならないインドネシアのような旧植民地国にとって「法的真空状態」を回避するためにはやむを得ない方法である。さらに、オランダの植民地支配下にあったインドネシアに限らず、植民地統治機構というのは、一般にイメージされる国民国家（単一の政府が、領土と国民を一元的かつ等しく統治する）とは異なり非常に複雑である。インドネシアの場合も、ジャワ島とそれ以外の地域では別々の行政体制であり、さらに植民地政庁直轄地と伝統的支配者を介した間接支配地域があり、間接支配のレベルも様々であった。そして、それに応じて異なった法令や統治制度が長期間にわたって蓄積している状況である。そのような状況で、新たに制定された法令に抵触する既存法令を網羅的に明示することは困難である。

そして、このような経過規定のスタイルがいったん採用されると、その後の法令にも同様に採用され、既存法令の有効性は、ケースバイケースで個別に判断するという法的慣行が維持・拡大していくことになる。この法的慣行を変更することは、大きな制度的コストを伴うため、時間の経過とともに一層変更しにくくなるという「経路依存性」が顕著である。

経路依存性から脱却するのは困難であるが、例えば、他の法令と比較的關係の少ない分野から、新法令により無効となる法令を明示的に列挙する形式にするなどの対策が考えられる。

経路依存性の問題は、法令用語の混乱の原因にもなっている。インドネシアの法令は、第1条に総則を置き、そこで当該法令内の主な用語を定義するという形式を取っている。定義規定は重要であるが、インドネシアの場合、およそ改めて定義が必要でないと考えられる用語、例えば「憲法」「国民代表議会」「大統領」まで定義するとともに、一般的な用語、例えば「人」「会社」「法人」についても個別に定義している。問題は、その定義が法律ごとに異

⁴⁴ 1945年、独立時の憲法であるインドネシア共和国憲法は「すべての国家機関及び規則は、本憲法に基づき新たに定めのあるまで有効とする」（経過規定II条）と定めた。

なることである。例えば「人」は自然人のみか、法人も含むのか、未成年は含まれるのか、「法人」とは企業のみなのか、それとも財団も含むのかは、法令ごとの定義規定で異なる。

この状況について、法令制定法の付表は「定められる規定事項に関連した必要性に合わせるから、ある法令の定義は、他の法令の定義と異なることができる」(付表 104 号)としている⁴⁵。このような説明は、筆者の知る限り、2011 年法令制定法で唐突に出てきたので、おそらく現状を追認するためのものであろう。

各法令で個別に定義するという方法も、いったんそれが前例となれば「経路依存性」により固定化し、その変更はますます困難になる。是正のためには、例えば、同一分野の法令については、同一の定義を用いるように、まず分野ごとでの取り組みを行うことが考えられる。

そのためには、使い勝手の良い、テキストレベルでの相互参照が可能な、かつすべての法令を網羅する法令データベースの整備は有用であろう。

(3) 過剰規制の問題：伝統的な司法の脆弱性と法学教育

インドネシアでは、法が守られていないという指摘が頻繁に聞かれる一方で、毎年膨大な法令が制定されている。法務人権省法規総局公布課はそのテキストにおいて、2015 年には 2699、2016 年には 2723、2017 年には 2470、2018 年には 2209、そして 2019 年には 2119 の法令が官報等に公布され、膨大な作業が、法令の内容チェックの障害になったとしている⁴⁶。官報に公布されるのは法律、政令及び省庁の定める法令なので、この数は中央レベルだけのものであり、地方条例を含めればその数はさらに増える。

⁴⁵ 法令制定法では、その例として、有限会社法（2007 年法律 40 号）では「日は暦日」として、議会構成法（2009 年法律 27 号）では「日は業務日」としていること、また、環境保護法（2009 年法律 32 号）では「人は自然人、ならびに法人格であるか、法人格でないかにかかわらず事業体」として、住宅地法（2011 年法律 1 号）では「人は自然人または法人」としていることをあげている。

⁴⁶ Woro Wijayanti and Elis Widyaningsih, p.23

インドネシアでは、既存の法令を解釈適用してある問題に対処し、それでも足りないときに新たに法令を定めるという発想よりも、その問題が存在するのはそれを規制する法令がないからだ、という発想が強いように思われる。規制の増加は、各省庁の権限強化にもなるので、法令を減らすというインセンティブは働きにくい。結果、法令のインフレーションを招き、法令整合性チェックの作業量を膨大にし、困難にしている。

省庁の権限拡大に加えて、伝統的な司法権のあり方も原因の一つとして考え得られる。インドネシアでは、植民地期から行政官僚の力が強く、法学教育も行政官教育が主たる目的で、裁判官その他法律家の地位は相対的に低かった。裁判官の職務は、正義実現のために法を解釈するというよりも、議会制定法およびその下位法である行政法規を正確に適用することとされていた。そのため、司法による法解釈が行政の法運用に影響を及ぼすことは少なく、行政は問題があれば新たな規制を定めるか、曖昧な状態で裁量権を行使する傾向が強い。

インドネシアの法学教育も、法律条文とそれに対する有力法学者の注釈を暗記することが主流である。大学法学部や法学書では、現在のインドネシア人学生には難解なオランダ語の法律用語が呪文のように繰り返されている。優秀な学生は、大手法律事務所や外国企業のリーガルコンサルタントとして、新たな法解釈技術を取得していくかも知れないが、一般的な法学部卒業生で占められる官公庁、裁判所、検察では、伝統的な法学教育による形式的法解釈が再生産されていくことになる。

もちろん、インドネシア国内でも、このような硬直的法学への批判は強いが、それはそれでイデオロギー的な過度に自由な法の理解に傾きがちであり、やはり法的安定性にはマイナスに働く。

これは、インドネシアに限らない問題で、ミャンマーについて金子は「裁判官が百年来染みついた内向的な文理解釈でもビルマ法規法 13 条 3 項を振りかざす野放図な裁量解釈でもなく、制定法の内側で緻密な解釈判例の積み重ねを求められているのだ」という意識改革が

必須」と指摘している⁴⁷。

もっとも、法学教育の改革や伝統的裁判官の意識改革は、非常に時間がかかり、日本が関与する法制度改革の枠を越えている。

(4) 法令データベースの課題

膨大な法令による過剰規制は、歴史的・社会的な背景を持っており、すぐに効き目のある処方箋は描きにくい。それでも、膨大な法令の存在と法令の不整合が対処すべき問題なのは事実である。そのために、法令データベースの整備を通じ、できるだけ法令間の不整合を減らしていくことの必要性は、法務人権省からも、また及川専門家の聞き取り調査において日本側関係者、インドネシア人専門家からも指摘されているところである。

インドネシアは、他の開発途上国に比べて法令データベースはよく整っているといえる。JDIH (*Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum*, 法文書情報データネットワーク) という共通フォーマットが使われ、全国的な法令データベースだけでなく、各省庁別の法令情報も公開されている。

しかし、課題も多い。まず、JDIH は基本的に法令の条文を PDF 形式でアップロードしているだけであり、法令内のテキストを直接検索できない。なかには、画像データのままであるファイルも多くある。法令の検索は、制定年と法令名くらいが手がかかりとなるため、用語の統一や、関係条文の抽出はできない。そして、データベースのフォーマットはあっても、そこに掲載する法令は、各省庁および地方政府が行っている。法務人権省の運営するサイト (peraturan.go.id) や会計検査庁の運営するサイト (<https://peraturan.bpk.go.id/>) など包括的なデータベースもあるが、いずれも網羅的に法令が収録されているわけではなく、特に下位法令や地方条例では、一方に収録されていても、他方には収録されていないことは普通である。

⁴⁷ 金子由芳『ミャンマーの法と開発—変動する社会経済と法整備の課題』晃洋書房、2018年、123頁。

特に、最近急速に充実してきているとはいえ、下位法令・地方条例には未掲載のものが多数ある。JDIH を利用した条例収録数や範囲は地方政府によって大きく異なる上に、上述の中央レベルのデータベースに収録されていない条例が地方政府のものでは収録されている（あるいはその逆）ということも頻繁にある。下位法令と上位法令、下位法令同士の不整合が多く指摘されているため、下位法令情報に欠落があったり、複数のデータベースを確認しなければならなかったりという状況では、法令データベースの有用性は大きく損なわれる。

現在の公布手続では、法令のソフトコピーの提出も義務づけられているので、法務人権省はかなり充実したデータを保有しているはずである。他方で、テキスト検索が可能なような法令データベースは、民間や大学ベースで開発が進んでいる。このギャップを埋めることは法令の整合性向上のために有用であろう。

日本はかなりすぐれた法令検索システムに加えて、翻訳された法令についてもすぐれたインターフェースを備えたデータベースを構築している。これらの知見と技術をインドネシアと共有することも有用であろう。

引用文献：

- 金子由芳『ミャンマーの法と開発—変動する社会経済と法整備の課題』晃洋書房、2018年。
- 島田弦「インドネシアにおける法令の種類、序列および整合性に関する法的枠組み（一）」『ICD News』70号、95-103頁、及び島田弦（2017年6月）「インドネシアにおける法令の種類、序列および整合性に関する法的枠組み（二・完）」『ICD News』71号、69-78頁、2017年。
- 島田弦「第1章：インドネシアについての概観」島田弦編著『アジア法整備支援叢書・インドネシア：民主化とグローバリゼーションへの挑戦』旬報社、2020年、13-45頁。
- Bappenas, *Strategi Nasional Reformasi Regulasi: Menwujudkan Regulasi yang Sedarhana dan Tertib*, 2015.
- Hernadi and Alfons, *Harmonisasi Rancangan Undang-undang, Rancangan Peraturan Pemerintah, dan Rancangan Peraturan Presiden*, Kementerian Hukum dan Hak Asasi Manusia, 2020
- Mukhamim and Dwi Prasetyo Santoso, *Pembahasan Rancangan Undang-Undang: Teknis Substantif Perancangan Peraturan Perundang-Undangan*, Kementerian Hukum dan Hak Asasi Manusia, 2020.
- Pierson, Paul, "Increasing Returns , Path Dependence , and the Study of Politics" *American Political Science Review* 94:251-267, 2000.
- Radita Ajie and Agus Anwar, *Penyusunan Rancangan Undang-undang, Rancangan Peraturan Pemerintah dan Rancangan Peraturan Presiden: Teknis Substantif Bidang Penyusunan Peraturan Perundang-undangan*, Kementerian Hukum dan HAM, 2000
- Wijayanti and Widyaningsih, *Pengundangan Peraturan Perundang-undangan: Teknis Substantif Bidang Pengundangan Peraturan Perundang-undangan*, Kementerian Hukum dan Hak Asasi Manusia, 2020.
- Woro Wijayanti and Elis Widyaningsih, *Pengundangan Peraturan Perundang-Undangan: Teknis Substantif Bidang Pengundangan Peraturan Perundang-undangan*, Kementerian Hukum dan Hak Asasi Manusia, 2020.
- Yulanto Araya and Suwandi. *Pembentukan Peraturan Daerah Yang Berkualitas: Teknis Substantif Pembentukan Peraturan Daerah*, Kementerian Hukum dan Hak Asasi Manusia, 2020.

添付Ⅰ：法令制定法の改正ポイント比較

2011 年	2019 年	2022 年
<p>第 1 条</p> <p>1. 法律制定とは、計画、策定、審議、裁可または決定、および公布の段階におよぶ法令の作成である。</p> <p>2. 法令とは、一般的拘束力を持ち、ならびに法令に定められた手続きを通じて権限を持つ国家機関または公務員によって制定または決定された法規範を定める成文の規則である。</p> <p>3. 法律とは、大統領との共同の承認により国民代表議会が制定する法令である。</p> <p>4. 法律代行政令とは、やむを得ない緊急の事態において大統領が定める法令である。</p> <p>5. 政令とは、法律を適切に実行するために大統領が定める法令である。</p> <p>6. 大統領規則とは、より上位の法令を実行するために、または統治権力を遂行する際に大統領が定める法令である。</p> <p>7. 州地方条例とは、知事との共同の承認により州地方国民代表議会が制定する法令である。</p> <p>8. 縣市地方条例とは、県長・</p>	<p>第 1 条</p> <p>1. 法令制定とは、計画、策定、審議、裁可または決定、公布の段階におよぶ法令の作成である。</p> <p>2. 法令とは、一般的拘束力を持ち、ならびに法令に定められた手続きを通じて権限を持つ国家機関または公務員によって制定または決定された法規範を定める成文の規則である。</p> <p>3. 法律とは、大統領との共同の承認により国民代表議会が制定する法令である。</p> <p>4. 法律代行政令とは、やむを得ない緊急の事態において大統領が定める法令である。</p> <p>5. 政令とは、法律を適切に実行するために大統領が定める法令である。</p> <p>6. 大統領規則とは、より上位の法令を実行するために、または統治権力を遂行する際に大統領が定める法令である。</p> <p>7. 州地方条例とは、知事との共同の承認により州地方国民代表議会が制定する法令である。</p> <p>8. 縣市地方条例とは、県長・</p>	

<p>市長との共同の承認により 縣市地方国民代表議会の制 定する法令である。</p> <p>9. 以下、Prolegnas とする国 家立法プログラムは、計画 的、包括的かつ体系的に編 成される法律制定プログラ ム計画文書である。</p> <p>10. 以下、Prolegda とする地 方立法プログラムは、計画 的、包括的かつ体系的に編 成される州地方条例または 縣市地方条例制定プログラ ム計画文書である。</p> <p>11. 学術草案とは、社会の問 題及び法的需要に対する解 決として、法律案、州地方条 例案、縣市地方条例案にお いて当該問題を規定するこ とについて、学術的に責任 を負うことのできる、当該 課題に対する研究または法的 検討成果またはそのほかの 研究成果の草案である。</p> <p>12. 公布とは、インドネシア 共和国官報、インドネシア 共和国官報補遺、インドネ シア共和国公報⁴⁸、インドネ シア共和国公報補遺、地方 公報、地方官報、地方官報補 遺または地方公報に法令を</p>	<p>市長との共同の承認により 縣市地方国民代表議会の制 定する法令である。</p> <p>9. 以下、Prolegnas とする国 家立法プログラムは、計画 的、包括的かつ体系的に編 成される法律制定プログラ ム計画文書である。</p> <p>10. 以下、Prolegda とする地 方立法プログラムは、計画 的、包括的かつ体系的に編 成される州地方条例または 縣市地方条例制定プログラ ム計画文書である。</p> <p>11. 学術草案とは、社会の問 題及び法的需要に対する解 決として、法律案、州地方条 例案、縣市地方条例案にお いて当該問題を規定するこ とについて、学術的に責任 を負うことのできる、当該 課題に対する研究または法的 検討成果またはそのほかの 研究成果の草案である。</p> <p>12. 公布とは、インドネシア 共和国官報、インドネシア 共和国官報補遺、インドネ シア共和国公報⁴⁹、インドネ シア共和国公報補遺、地方 公報、地方官報、地方官報補 遺または地方公報に法令を</p>	
---	---	--

⁴⁸ ここでは、便宜的に「官報 lembaran」と「公報 berita」と訳し分ける。日本における用法とは一致していない。

⁴⁹ ここでは、便宜的に「官報 lembaran」と「公報 berita」と訳し分ける。日本における用法とは一致していない。

<p>掲載することである。</p> <p>13. 法令規定内容とは、法令の種類、機能および階層にしたがって法令に規定する内容である。</p> <p>14. 以下、DPR とする国民代表議会は、1945 年インドネシア共和国憲法に定める国民代表議会である。</p> <p>15. 以下、DPD とする地方代表議会は、1945 年インドネシア共和国憲法に定める地方代表議会である。</p> <p>16. 以下、DPRD とする地方国民代表議会は、1945 年インドネシア共和国憲法に定める地方国民代表議会である。</p>	<p>掲載することである。</p> <p>13. 法令規定内容とは、法令の種類、機能および階層にしたがって法令に規定する内容である。</p> <p><u>14. 監視及び検討とは、有効な法令について、監視、記録及び評価し、計画された成果の達成、発生した影響、単一国家インドネシア共和国への利益を知るための活動である。</u></p> <p>15. 以下、DPR とする国民代表議会は、1945 年インドネシア共和国憲法に定める国民代表議会である。</p> <p>16. 以下、DPD とする地方代表議会は、1945 年インドネシア共和国憲法に定める地方代表議会である。</p> <p>17. 以下、DPRD とする地方国民代表議会は、1945 年インドネシア共和国憲法に定める地方国民代表議会である。</p>	
<p>20 条</p> <p>(1) Prolegnas の策定は、DPR 及び政府が行う。</p> <p>(2) Prolegnas は、法令制定の優先順位に基づき中期毎および年度ごとに行う。</p> <p>(3) 中期 Prolegnas の策定および決定は、5 カ年 Prolegnas として DPR 議員任期の初めに行う。</p>	<p>20 条</p> <p>(1) <u>Prolegnas の策定は、DPR、DPD および政府が行う。</u></p> <p>(2) Prolegnas は、法令制定の優先順位に基づき中期毎および年度ごとに行う。</p> <p>(3) 中期 Prolegnas の策定および決定は、5 カ年 Prolegnas として DPR 議員任期の初めに行う。</p>	

<p>(4) 中期 Prolegnas は、年度ごとの優先的 Prolegnas の策定及び決定と併せて毎年度末に評価されることができ る。</p> <p>(5) 中期 Prolegnas の実行としての年度ごとの優先的 Prolegnas の策定及び決定は、毎年度、予算法案決定前に行う。</p>	<p>(4) 第 3 項に定める中期 Prolegnas 策定および決定の前に、DPR、DPD および政府は、前 DPR 議員任期中の中期 Prolegnas に対する評価を行う。</p> <p>(5) 第 3 項に定める中期 Prolegnas は、年度ごとの Prolegnas の策定および決定と合わせて毎年度末に評価されることができ る。</p> <p>(6) 年度ごとの優先的 Prolegnas の策定および決定は、中期 Prolegnas の実施として、予算法案を決定する前に毎年実施する。</p>	
<p>21 条</p> <p>(1) DPR と政府の間での Prolegnas の策定は、立法部門を特に担当する DPR 内機関を通じて DPR が調整する。</p> <p>(2) DPR 内での Prolegnas の策定は、立法部門を特に担当する DPRD 内機関が調整する。</p> <p>(3) 第 2 項に定める DPR 内での Prolegnas の策定は、回は、委員会、DPR 議員、DPD および／または市民からの提案を考慮して行う。</p> <p>(4) 政府内の Prolegnas の策定は、法務部門の統治事務を主管する大臣が調整する。</p> <p>(5) 第 1 項、2 項及び 3 項</p>	<p>21 条</p> <p>(1) 変更なし</p> <p>(2) 変更なし</p> <p>(3) 変更なし</p> <p>(4) <u>政府提出の Prolegnas 策定は、法令制定部門の統治事務を主管する大臣または機関の長が調整する。</u></p>	

<p>に定める Prolegnas の策定の 手続き大統領規則で定め る。</p> <p>(6) 第 4 項に定める政府内 の Prolegnas の策定の手続き は、大統領規則で定める。</p>	<p>(5) 変更なし</p> <p>(6) 変更なし</p>	
<p>23 条</p> <p>(1) Prolegnas に、以下の事 項について制限なしの追加 リスト daftar kumulatif terbuka を記載できる：</p> <p>a. 特定の国際条約の批准 b. 憲法裁判所判決の結果 c. 国家予算； d. 州及び／または県市の設 置、分割及び合併 e. 法律代行政令の制定・廃 止</p> <p>(2) 以下に定める特定の状 況において、DPR または大 統領は、Prolegnas の範囲外 の法律案を提出できる：</p> <p>a. 非常事態、紛争事態また は災害に対処する為；およ び b. 立法部門を特に担当する DPR 内機関と法務部門の統 治事務を主管する大臣また は機関の長が共同で承認で きる法案について、国家的 緊急性の存在が確認さえる その他の特定事態。</p>	<p>23 条</p> <p>(1) 変更なし</p> <p>(2) 以下に定める特定の状 況において、DPR または大 統領は、Prolegnas の範囲外 の法律案を提出できる：</p> <p>a. 非常事態、紛争事態また は災害に対処する為；およ び b. <u>立法部門を特に担当する DPR 内機関と法令制定部門 の統治事務を主管する大臣 または機関の長が共同で承 認できる法案について、国 家的緊急性の存在が確認さ えるその他の特定事態。</u></p>	
<p>26 条</p> <p>(1) 第 25 条に定める政令 制定計画は、法務部門の統 治事務を主管する大臣また</p>	<p>26 条</p> <p>(1) <u>第 25 条に定める政令 制定計画は、法令制定部門 の統治事務を主管する大臣</u></p>	

<p>は機関の長が調整する。</p> <p>(2) 政令策定計画は、大統領決定で定める。</p>	<p><u>または機関の長が調整する。</u></p> <p>(2) 変更なし</p>	
		<p>第 4 章第 7 部：オムニバス方法による法令の計画</p>
		<p>42A 条</p> <p><u>法令計画の策定におけるオムニバス方法の利用は、計画文書において定められなければならない。</u></p>
<p>47 条</p> <p>(1) 大統領提出法案は、職務および責任の範囲にしたがって大臣または非省政府機関執行部が準備する。</p> <p>(2) 法案策定において、関係する大臣または非省政府機関執行部は、省および・または非省政府機関をまたぐ小委員会を設置する。</p> <p>(3) 大統領提出法案の原案 <u>konsepsi のハーモナイゼーション、調整および仕上げ</u> は、法務部門の統治事務を主管する大臣または機関の長が調整する。</p> <p>(4) 第 1 項に定める法案準備手続に関する規定は、大統領規則で定める</p>	<p>47 条</p> <p>(1) 大統領提出法案は、職務および責任の範囲にしたがって大臣または非省政府機関執行部が準備する。</p> <p>(2) 法案策定において、関係する大臣または非省政府機関執行部は、省および・または非省政府機関をまたぐ小委員会を設置する。</p> <p>(3) <u>大統領提出法案の原案 konsepsi のハーモナイゼーション、調整および仕上げ</u> は、<u>法令制定部門の統治事務を主管する大臣または機関の長が調整する。</u></p> <p>(4) 第 1 項に定める法案準備手続に関する規定は、大統領規則で定める</p>	
<p>49 条</p> <p>(1) DPR 提出法案は DPR 執行部書簡をつけて大統領へ送付する。</p> <p>(2) 大統領は、DPR 執行部書簡を受領してから 60 日以</p>	<p>49 条</p> <p>(1) DPR 提出法案は DPR 執行部書簡をつけて大統領へ送付する。</p> <p>(2) 大統領は、DPR 執行部書簡を受領してから 60 日以</p>	<p>49 条</p> <p>(1) 変更無し</p> <p><u>(2) 大統領は、国民代表議会議長の書簡を受領してか</u></p>

<p>内に、政府を代表して DPR とともに法案を審議する大臣を任命する。</p> <p>(3) 第 2 項の規定する大臣は、法務分野の統治事務を主管する大臣または機関の長とともに、審議準備を調整する。</p>	<p>内に、政府を代表して DPR とともに法案を審議する大臣を任命する。</p> <p>(3) <u>第 2 項の規定する大臣は、法令制定分野の統治事務を主管する大臣または機関の長とともに、審議準備を調整する。</u></p>	<p><u>ら 60 日以内に国民代表議会と、検討事項一覧を伴う法案の審議を行うために代表する大臣を任命する。</u></p> <p>(3) 変更無し</p>
<p>54 条</p> <p>(1) 政令案策定において、主管官庁は、省間及び・または非省政府機関間小委員会を設置する。</p> <p>(2) 政令案原案のハーモナイゼーション、調整及び仕上げは、法務分野の統治事務を主管する大臣または機関の長が調整する。</p> <p>(3) 省間及び・または非省政府機関間小委員会の設置、政令のハーモナイゼーション、策定及び提出の手続きは大統領規則で定める。</p>	<p>54 条</p> <p>(1) 政令案策定において、主管官庁は、省間及び・または非省政府機関間小委員会を設置する。</p> <p>(2) <u>政令案原案のハーモナイゼーション、調整及び仕上げは、法令制定分野の統治事務を主管する大臣または機関の長が調整する。</u></p> <p>(3) 政令案策定の手続きに関しては、大統領規則でさらに規定する。</p>	
<p>55 条</p> <p>(1) 大統領令の策定において、主管官庁は、省間及び・または非省政府機関間小委員会を設置する。</p> <p>(2) 大統領令案素案のハーモナイゼーション、調整及び仕上げは、法務分野の統治事務を主管する大臣または機関の長が調整する。</p>	<p>55 条</p> <p>(1) 大統領令の策定において、主管官庁は、省間及び・または非省政府機関間小委員会を設置する。</p> <p>(2) <u>大統領令案素案のハーモナイゼーション、調整及び仕上げは、法令制定分野の統治事務を主管する大臣または機関の長が調整する。</u></p>	

<p>(3) 省間及び・または非省政府機関間小委員会の設置、大統領規則のハーモナイゼーション、策定及び提出の手続きは大統領規則で定める。</p>	<p>(3) 大統領令案策定の手続きに関しては、大統領規則でさらに規定する</p>	
<p>58 条 (1) 州 DPRD 提出の州地方条例素案のハーモナイゼーション、調整及び仕上げは、立法部門を特に担当する DPRD 内機関が調整する。 (2) 第 1 項に定める州地方条例案原案のハーモナイゼーション、整理及び仕上げは、法務部門の統治事務を実施する省または機関の下部機関 <u>instansi vertikal</u> が行う。</p>	<p>58 条 (1) 州 DPRD 提出の州地方条例素案のハーモナイゼーション、調整及び仕上げは、立法部門を特に担当する DPRD 内機関が調整する。 (2) <u>州知事提出の州地方条例原案のハーモナイゼーション、調整及び仕上げは、法令制定部門の統治事務を主管する省または機関が行う。</u></p>	<p>第 58 条 (1) 州地方条例案コンセプトのハーモナイゼーション、整理および仕上げは、法令制定部門の統治事務を実施する大臣または機関の長が調整を行う。 (2) 第 1 項に定める州地方条例案原案のハーモナイゼーション、整理及び仕上げは、法令制定部門の統治事務を実施する省または機関の下部機関 <u>instansi vertikal</u> が行う。</p>
<p>64 条 (1) 法令案の策定は、法令策定技術に則って行う。</p>		<p>64 条 (1) 変更無し <u>(1a) 第 1 項に定める法令案の策定はオムニバス方法を利用することができる。</u> <u>(1b) 第 1a 項の定めるオムニバス方法は、次に定めることを、特定の目的を達成するために一つの法令に統合することで、法案を策定する方法である：</u> <u>a. 新しい規定内容を定め；</u> <u>b. 種類及び階層が同じ複数の法令に定める関係性、または法的必要性を持つ規定</u></p>

<p>(2) 第 1 項に定める法令策定技術に関する規定は、本法律の一部である付表 II に定める。</p> <p>(3) 第 2 項に定める法令策定技術の変更は、大統領規則で定める。</p>		<p><u>内容を変更し；または</u> <u>c. 種類または階層が同じ法令を廃止する。</u></p> <p>(2) 変更無し</p> <p>(3) 変更無し</p>
<p>72 条</p> <p>(1) DPR と大統領が共同で承認した法案は、法律とする裁可のために DPR 執行部が大統領へ送付する。</p> <p>(2) 第 1 項に定める法律案の相違は、共同の承認の日より 7 日以内に行う。</p>		<p>72 条</p> <p>(1) 変更無し</p> <p><u>(1a)第 1 項に定める国民代表議会と大統領がともに同意した法律案において、記述技術上の誤りがあった場合、当該法律案を審議した国民代表議会内機関執行部及び当該法律案を審議した省庁を代表とする政府が修正を行う。</u></p> <p><u>(1b) 第 1a 項に定める修正の結果は、当該法律案を審議した国民代表議会内機関執行部および当該法律案を審議した政府代表の承認を得なければならない。</u></p> <p>(2) 第 1 項から第 1b 項に定める法律案の改善及び送付は、共同の承認があった日より 7 日以内の期間に行う。</p>
	71A 条	

	<p><u>第 65 条 1 項に定める法案審議が、当該時点の DPR 議員任期の調査事項一覧審議に入っている場合、当該法案審議の結果は、次の DPR 任期に提出され、ならびに DPR、大統領及び／または DPR の合意に基づき、当該法案は中期 Prolegnas および／または年次 Prolegnas 一覧に再度加えることができる。</u></p>	
	<p>72 条 注釈変更</p>	
<p>73 条</p> <p>(1) 第 72 条に定める法案は、当該法案が DPR と大統領に共同で承認された日より 30 日以内に署名されることで、大統領により裁可される。</p> <p>(2) 第 1 項に定める法律案が、共同で同意されたから 30 日以内に大統領により署名されない場合、当該法律案は正式に法律となり、公</p>		<p>73 条</p> <p><u>(1) 第 72 条に定めるように国民代表議会執行部が大統領に送付した法律案に記述技術上の誤りがある場合、国家官房業務を実施する省及び当該法律案を審議する省が共同で、当該法律案を審議した国民代表議会内機関執行部を関与させて、修正を行う。</u></p> <p>(2) 第 72 条に定める法律案は、当該法律案が国民代表議会と大統領に共同で同意されてから 30 日以内に署名されることで、大統領により裁可される。</p> <p>(3) 第 2 項に定める法律案が、共同で同意されたから 30 日以内に大統領により署名されない場合、当該法律案は正式に法律となり、公</p>

<p>布されなければならない。</p> <p>(3) 第2項に定める法律案を承認する際、承認の文章は次の通りとする：1945年インドネシア共和国憲法第20条5項20条に基づき本法律は承認される。</p> <p>(4) 第3項に定める承認の文章は、法律をインドネシア共和国官報に公布する前に、法律の最後のページに加えられなければならない。</p>		<p>布されなければならない。</p> <p>(4) 第3項に定める法律案を承認する際、承認の文章は次の通りとする：1945年インドネシア共和国憲法第20条5項20条に基づき本法律は承認される。</p> <p>(5) 第4項に定める承認の文章は、法律をインドネシア共和国官報に公布する前に、法律の最後のページに加えられなければならない。</p>
		78条：注釈の変更
<p>85条</p> <p>第82条および第83条に定めるインドネシア共和国官報及びインドネシア共和国公報への法令の公布は、法務部門の統治事務を主管する大臣または機関の長が行う。</p>	<p>85条</p> <p>第82条および第83条に定めるインドネシア共和国官報及びインドネシア共和国公報への法令の公布は、法令制定部門の統治事務を主管する大臣または機関の長が行う。</p>	<p>85条</p> <p>(1) 第82条a号からc号に定めるインドネシア共和国官報への法令の公布は、国家官房部門の統治事務を実施する大臣が行う。</p> <p>(2) 第82条d号に定めるインドネシア共和国官報、及び83条に定めるインドネシア共和国公報への法令の公布は、法令制定部門の統治事務を実施する大臣または機関の長が行う。</p>
<p>91条</p> <p>(1) 法令を外国語に翻訳する必要がある場合、その翻訳は法務部門の統治事務を主管する大臣または機関の長が行う。</p> <p>(2) 第1項に定める翻訳は、</p>	<p>91条</p> <p>(1) 法令を外国語に翻訳する必要がある場合、その翻訳は法令制定部門の統治事務を主管する大臣または機関の長が行う。</p> <p>(2) 変更無し</p>	

正式の翻訳とする。		
<p>95 条</p> <p>配布される法令条文は、インドネシア共和国官報、インドネシア共和国官報補遺、インドネシア共和国公報、インドネシア共和国公報補遺、地方官報、地方官報補遺、及び地方公報に公布された条文とする。</p>		<p>第 95 条</p> <p>注釈変更</p>
	<p>95A 条</p> <p>(1) 法律に対する監視及び審査は、法律が施行された後に行われる。</p> <p>(2) 第 1 項に定まる法律に対する法律に対する監視及び審査は、DPR、DPD 及び政府が行う。</p> <p>(3) 第 1 項に定める法律に対する監視及び審査は、立法を特に担当する機関を通じて DPR が調整する。</p> <p>(4) 第 2 項に定める監視及び審査の結果は、Prolegnas</p>	<p>95A 条</p> <p>(1) 変更無し</p> <p>(2) 変更無し</p> <p>(3) 変更無し</p> <p>(3a) 第 2 項に定める DPD による法律に対する監視及び審査は、法律策定部門を特に担当する機関が調整する。</p> <p>(3b) 第 2 項に定める政府による法律の監視及び審査は、関係する大臣及び機関の長を関与させて、法令制定部門の統治事務を行う大臣または機関の長が調整する。</p> <p>(4) 変更無し</p>

	策定における提案とすることができるとができる。	
	<p>95B 条</p> <p>(1) 法律に対する監視及び審査は、次の三段階で行う：</p> <p>a. 計画段階</p> <p>b. 実施段階；及び</p> <p>c. フォローアップ段階。</p> <p>(2) 法律に対する監視及び審査は、DPR 規則、DPD 規則及び大統領規則でそれぞれ規定する。</p>	
<p>96 条</p> <p>(1) 市民は、法令制定において、口頭または書面で意見を述べる権利を有する。</p> <p>(2) 第 1 項に定める口頭および／または書面での意見表明は、次に定めるものを通じて行える：</p> <p>a. 公聴会</p> <p>b. ワーキングビジット</p> <p>c. 啓発 及び／または</p> <p>d. セミナー、ワークショップ、及び／または討論。</p> <p>(3) 第 1 項で定める市民は、法令案の内容に利害を有する個人または個人の集団とする。</p> <p>(4) 第 1 項に定める口頭および／または書面による意見表明において市民の便宜のため、すべての法令案は、市民が容易にアクセスでき</p>		<p>第 96 条</p> <p>(1) 市民は、法令制定のすべての段階において、口頭または書面で意見を述べる権利を有する。</p> <p>(2) 第 1 項に定める市民の意見表明は、インターネット内またはインターネット外で行う。</p> <p>(3) 第 1 項で定める市民は、法令案の規定内容に直接に影響を受ける、または利害を有する個人または個人の集団とする。</p> <p>(4) 第 1 項に定める意見表明において市民の便宜のため、すべての学術草案または法令案は、市民が容易にアクセスできるようにす</p>

<p>るようにしなければならない。</p>		<p>る。</p> <p>(5) 第1項に定める権利を行使する際、法令案制定者は、法令策定に関して市民へ情報を提供する。</p> <p>(6) 第1項に定める権利を充足するために、法令案制定者は、次に定めるものを通じて公聴活動を行うことができる：</p> <p>a. 公聴会；</p> <p>b. ワーキングビジット</p> <p>c. セミナー、ワークショップ、討論；及び・または</p> <p>d. そのほかの公聴活動。</p> <p>(7) 第6項に定める公聴活動の成果は、法令案の計画、策定、及び討議における判断資料とする。</p> <p>(8) 法令案制定者は、第1項に定める市民の意見の討議結果に関して市民へ説明することができる。</p> <p>(9) 第1項から第8項に定める市民参加に関する規定は、国民代表議会規則、地方代表議会規則及び大統領規則で定める。</p>
		<p>第97A条</p> <p>オムニバス方式を用いる法令に定める規定内容は、当該法令の改正及び・または廃止によってのみ改正及び・または廃止できる。</p>
		<p>第97B条</p>

		<p>(1) 法令制定は、電子的に行うことができる。</p> <p>(2) 策定から公布までのすべての法令制定段階における署名は、電子署名を用いることができる。</p> <p>(3) 第2項に定め電子署名は法令の規定に従って認証されなければならない。</p> <p>(4) 第1項に定める電子的に制定される法令は、印刷形式で制定される法令と同一の法的効力を持つ。</p> <p>(5) 第2項に定める電子署名により署名された法令は、非電子的に署名された法令と同じ法的効力を持つ。</p> <p>(6) 第1項に定める電子的な法令制定の手続きに関する規則は、国民代表議会規則、地方代表議会規則及び大統領規則で定める。</p>
		<p>第97C条</p> <p>第46条2項、第47条3項、第48条1項、第54条2項、第55条2項及び第58条に定める法令の種類及び階層以外に、法令制定分野の統治事務を行う省または機関は、法令の分析及び評価を行うことができる。</p>
		<p>第97D条</p> <p>58条に定める州地方条例案および63条に定める県市条例の、ハーモナイゼーショ</p>

		ン、調整及び仕上げは、州首長規則及び県市首長規則のハーモナイゼーション、調整及び仕上げにも、必要な変更を加えて適用する。
<p>98 条</p> <p>(1) 法令制定のすべての段階に法令ドラフターを参加させる。</p> <p>(2) 第 1 項に定める法令ドラフターの参加及び育成は政令で定める。</p>		<p>第 98 条</p> <p>(1) 変更無し</p> <p>(1a)第 1 項に定める法令ドラフター以外に、必要に応じて法律アナリストを参加させることができる。</p> <p>(2) 変更無し</p>
<p>第 99 条</p> <p>第 98 条 1 項に定める法令ドラフター以外に、法律、州地方条例、及び県市地方条例制定の段階には、学識者及び専門家を参加させる。</p>		<p>第 99 条</p> <p>第 98 条 1 項に定める法令ドラフター以外に、州地方条例及び・または県市地方条例の制定段階には立法アナリスト及び専門家を参加させる。</p>
	<p>99A 条</p> <p>制定時、法令制定部門の統治事務を主管する省または機関がまだ設置されていない場合、法令制定の職務及び機能は、法務部門の統治事務を主管する大臣が遂行する。</p>	